



# 消費税免税制度が 変わります!



2023年4月1日スタート

免税購入対象者の明確化による現場の負担軽減を図るとともに、待ち行列の解消による免税店の販売機会の拡大や旅行者のショッピングツーリズムの満足度向上を実現します。

2023年4月1日以降、以下の方が対象です。

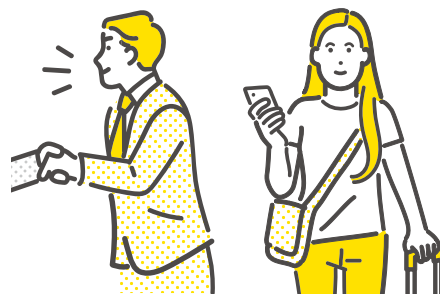
非居住者のうち

## 外国籍を有する方

免税  
購入可

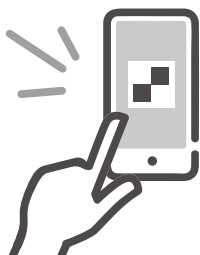
### 「短期滞在」 「外交」「公用」の 在留資格を有する者

その他の上陸の許可(船舶観光上陸許可書等)を受けて在留する者等は引き続き対象となります。詳細は観光庁ウェブサイトをご確認ください。  
<https://www.mlit.go.jp/kankochu/tax-free/index.html>



Visit Japan Webで、本人情報の確認がさらにスマートに

Visit Japan Webサービスで表示される二次元コードを免税店で免税販売スタッフが読み込むことにより、免税販売スタッフが旅行者より旅券情報の提供を受けることが可能です。また、本人確認は二次元コードとともに表示される顔写真等により免税販売スタッフがを行います。なお、外国籍を有する方のうち、在留資格が短期滞在・外交・公用の方が利用可能です。



Visit Japan Web

<https://www.vjw.digital.go.jp>



Visit Japan Webサービスで表示される二次元コードには、入力された個人情報が含まれます。取り扱いには十分ご注意ください。

非居住者のうち

## 日本国籍を有する方

免税  
購入可

### 2年以上引き続き 国内以外の地域に 居住していることを 証明書類<sup>\*1</sup>で確認できる者

在留  
証明  
※2

戸籍の  
附票の  
写し  
※3



※1: 証明書類とは、在留証明または戸籍の附票の写し(いずれも原本)です。  
※2: 在留証明には、「住所(又は居所)を定めた年月日」及び「本籍の地番」の記載が必要です。  
※3: 戸籍の附票の写しには、「本籍の地番」の記載が必要です。